

# 日上市立滑川小学校 いじめ防止基本方針

令和5年8月改定

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本的理念

いじめ防止対策推進法（概要）

- ① いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめが、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- ③ いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること。

### (2) いじめの例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を要求される。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや**ゲーム機器**、携帯電話等（SNS等）で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

※いじめかどうかを判断する際に「本人が心身の苦痛を感じている」という立場に立って話をするのが大事である。

※本人の申し出だけでなく、常に「周りから見てもいじめられているのではないか」という視点で、事実を客観的に確認・メモすることが大事である。

※**けんかやふざけ合いであっても、見えないところでいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうかを判断する。**

## 3 いじめ防止に向けた取り組み

- ・教職員が「いじめを絶対に許さない」という、確固たる信念を持って組織的に取り組むことが大切である。また、いじめを防止することの重要性を再認識し、インターネットを通して行われる事例についても、効果的に対処できるよう、学校ホームページ等を活用して、保護者や地域への啓発と協力を求める。
- ・学校は、いじめの未然防止、並びに早期発見・早期対応のための取り組みに対する評価を実施する。
- ・市は、学校に対して、いじめの未然防止及び早期発見のための適切な指導及び支援を行うとともに、い

じめが発生した場合の適切な情報共有及び組織的対応の徹底を求める。

- ・学校は、配慮が必要な児童生徒について個々の特性を踏まえた適切な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、すべての児童生徒が安心して生活できる環境をつくる。

### (1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。

- |                  |   |
|------------------|---|
| ① 分かる授業づくり       | (すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫)                  |
| ② 望ましい学級・学年集団づくり | (話し合い活動、居場所づくり)<br>(コミュニケーション能力の育成)     |
| ③ 体験活動の充実        | (豊かな体験活動の設定)                            |
| ④ 児童会活動の充実       | (委員会活動の充実)                              |
| ⑤ 人権教育、道徳教育の推進   | (一人一人のよさや違いを認め合える学習)<br>(規範意識を高める学習の推進) |
| ⑥ 相談体制の充実        | (教育相談員・スクールカウンセラーの活用)                   |

### (2) 児童の主体的な活動の推進

学級活動、児童会活動等において、いじめの防止や互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける運動、携帯電話やスマートフォンの使用に関するルールをつくる活動など、児童生徒が自分たちで考え実行する主体的な取り組みを通じて、いじめを許さない学級・学校づくりを促進する。また、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を充実させる。

- ① 学級会活動の充実 (規範意識の向上)
- ② 委員会活動の充実 (個々のよさを生かす活動内容の工夫と充実)
- ③ 道徳教育の充実 (いじめを自分事として捉える)

※学級会活動では、積極的にSSTや構成的グループエンカウンターに取り組むことが望ましい。

### (3) いじめ対策委員会の設置

「いじめ対策推進法第22条」の規定により、校内にいじめ対策委員会を設置し、基本方針の徹底を図る。この委員会を中心に、全教職員の協力体制を確立し、いじめ防止等に組織的に対応する。

#### いじめ対策委員会の構成

- |                   |              |                  |       |       |
|-------------------|--------------|------------------|-------|-------|
| ・教務部 (校長・教頭・教務主任) | ・生徒指導主事      | ・担任              | ・学年主任 | ・養護教諭 |
| ・教育相談員            | (・スクールカウンセラー | ・スクールソーシャルワーカー等) |       |       |

### (4) いじめ防止に向けた取組

いじめ「解消」の要件として、いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること、かつ被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。

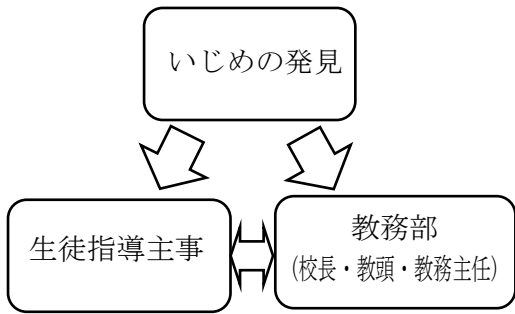
## 4 早期発見と早期解決への取組

### (1) いじめの早期発見

- ① 児童観察及び職員会議等での情報交換 (職員終会：週1回 職員会議：月1回)
- ② 学校生活アンケート (毎月月末に実施：気になる児童との面談に生かす)
- ③ 個人面談・教育相談 (随時)
- ④ 教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携
- ⑤ 保護者・地域・関係機関との連携 (小中学校連携・学校警察連絡協議会 等)
- ⑥ 校内オンライン相談窓口 (随時開設)

(2) いじめ問題への対応（滑川小危機管理マニュアルより）

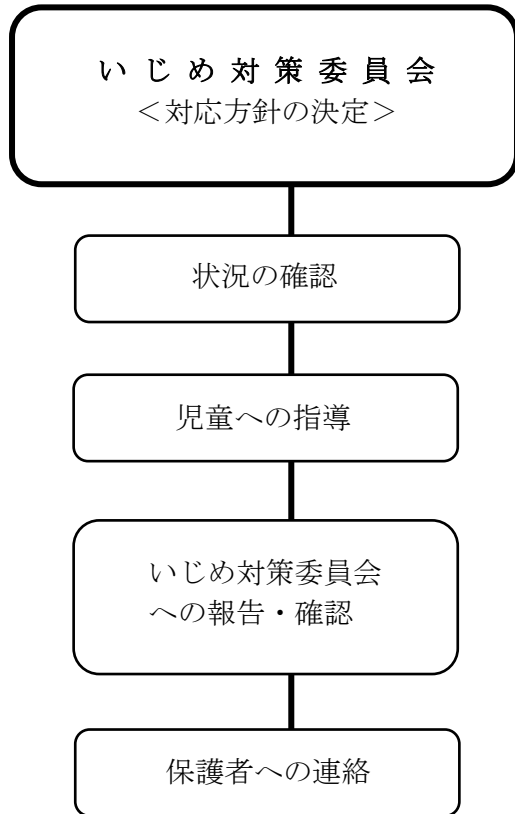
- 1. 発見への努力
- 2. いじめの発見と報告



1 発見への努力  
教師による観察、出席状況の把握、保護者との相談、アンケート調査などにより発見する。

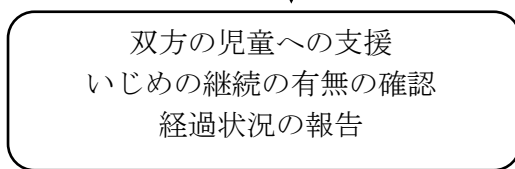
2 いじめの発見  
① 情報提供者から情報を聞き、詳しい態様を確認する。  
② いじめの状況を報告する  
情報提供者から確認したいじめの状況は**生徒指導主事と教務部**（校長・教頭・教務主任の誰か。できれば全員同時が望ましい）の両方に報告する。

3. 初期対応



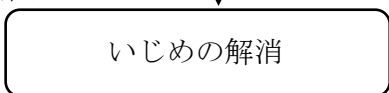
3 初期対応（対応方針決定・状況確認・指導・連絡）  
① 対応方針を決定する。  
いじめ対策委員会と担任で相談し、対応方針を検討、決定する。（養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、必要に応じて参加する。）  
② 状況の確認  
被害児童・加害児童・関係者から詳しい状況を確認する。**※必ず複数人で聞く。**必要であれば生徒指導主事、教務部も加わり聞き取りを行う。  
③ 児童への指導を行う  
**必ず複数人で指導を行う。**（児童への配慮を十分に行う。）  
④ 報告する  
生徒指導主事、教務部に指導の状況を報告し、保護者への連絡について確認する。  
⑤ 保護者に連絡する  
双方の保護者へ事実関係、指導内容、今後の支援について連絡を行い、理解を得る。

4. 対応・継続支援



4 対応・継続支援（解消への取り組み）  
① 支援  
いじめ対策委員会で決めた方針に沿って双方の児童を支援する。（友人関係や休み時間の過ごし方の確認、定期的な相談、席順、教育相談員、スクールカウンセラーの活用、必要に応じた外部機関の協力など）  
② 確認  
月末のアンケートや**校内オンライン相談窓口**を活用したり、定期的な相談を行ったりしながら、いじめが継続していないか確認する。  
③ 経過状況の生徒指導主事への報告  
必要に応じていじめ対策委員会を招集し、再度状況を確認し、指導を行う。

5. 解消



5 解消（慎重に判断を行う）  
担任による相談や生活アンケートにより、いじめの解消を確認する。  
**※行為が少なくとも3か月以上止んでいること。**

### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ防止基本方針、いじめの実態や指導方針等の情報提供・共有を行い、保護者や地域の理解を得て、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、緊密な連携協力を図る。
- ② 学校、PTA、中学校区連絡協議会等がいじめ問題について協議する機会を設けたり、学校評議委員会を活用したりする等、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。
- ③ 学校警察連絡協議会を活用して、相互に情報提供を行う。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察と連携して対処する。児童の生命身体又は財産の重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

## 5 重大事態への対処

### 「いじめの重大事態対応マニュアル」(茨城県教育委員会)より

#### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 【例】
- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 被害児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じているという申し立てがあったとき。

#### (2) 重大事態の判断について

- ① 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。なお、調査を開始する前に、被害者及びその保護者に対して調査方法の丁寧な説明を行う。
- ② 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

#### (3) 市長による再調査を行う必要があると考えられる場合の判断基準について

- ・ 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
- ・ 被害児童生徒・保護者と確認した調査事項等の調査が十分尽くされていない場合
- ・ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ・ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

(4) 重大事態に対する対応について

(参考資料)

### 重大事態に対する対応

